

栃木県地域企業再起支援事業費補助金 (新型コロナウイルス感染症対策支援補助金)

Q & A

※ 補助金には各種の手続や制限があります ※

- 本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者について、同感染症対策や新たな販路開拓に要する経費の一部を補助することにより、中小企業者の事業継続・再起を促進し、地域経済の持続性の強化を図ることを目的として、特例的に措置されたものです。
- 税金を財源とする補助金の執行に当たっては、必要な事務手続や各種の制限がありますので、ご理解いただきますようお願いします。

(例)

- ・ 補助事業計画や交付申請書などの作成や、添付書類の提出が必要です。
- ・ 経理書類を整理いただいたうえで、事業完了後に検査を実施します。
- ・ 本事業で復旧や取得した設備等を処分する際には、事前に県知事の承認が必要となります（処分とは、補助金で復旧や取得した施設や設備を補助金等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、又は取り壊すことをいいます。）。

- この資料では、ご質問が多いと思われる内容についてお答えしております。



新型コロナウイルス感染症対策支援補助金受付センター

栃木県産業労働観光部経営支援課

1 地域企業再起支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策支援補助金）の内容（申請手続関係）

（問1） どういう補助金か。

- （答） ○ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者等の皆様の事業継続・再起を促進し、地域経済の持続性の強化を図るため、事業継続・再起に要する経費の一部を補助するものです。
- この補助金の交付を受けるためには、早期の事業継続・再起に向けての具体的な取組について「補助事業計画」を策定し、事業継続・再起に係る補助金の交付申請を行うこととなります。
- ※ 「補助事業計画」とは関係のない買い換え費用については補助金の交付申請はできません。

（問2） 「補助事業計画」とは何か。

- （答） ○ 事業継続・再起に向けての新型コロナウイルス感染症対策、販路開拓の取組やそれを実施することによって得られる効果等をまとめた計画を指します。
- 事業継続・再起の取組の例としては、店舗、事務所の改装、キャッシュレス決済やセルフレジの導入、デリバリーへの業態転換、オンラインサービスの開発・提供、店舗販売からEC販売へのシフト等などが挙げられます。
- また、上記のような取組を実施することにより、自社における生産・サービス等の回復、自社の雇用維持及び地域経済等へどういった効果が得られるのかをご記載いただくこととなります。

（問3） 事業の効果はいつまでに得る必要があるか。

- （答） ○ 補助対象となる事業は、本事業の完了後、概ね1年以内に売り上げにつながるが見込まれる事業活動（＝早期に市場取引の達成が見込まれる事業活動）であり、かつ、事業実施期間内に完了する必要があります。
- なお、事業実施後の復旧状況、売上や雇用等の状況について、アンケートや調査を実施する場合があります。

（問4） 既に事業継続・再起を実施したが、交付決定前に開始した取組は補助対象となるか。

- （答） ○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条の規定に基づく緊急事態宣言の発令日（令和2年4月7日）以降、補助金の交付決定を受ける前から実施している事業継続・再起の取組についても補助対象として認められる場合があります。

ただし、写真や書類等によって事業実施の事実が確認可能で、かつ、事業継続・再起の内容が適正であると認められる場合に限ります。

(問5) 補助金が支払われるまでにはどのような手続きが必要なのか。

(答) ○ 補助金が支払われるまでの手続きは次の手順となります。

- ①「補助事業計画」の作成 (事業者)
- ②補助事業計画申請、補助金交付申請 (事業者 → センター → 県)
- ③採択通知、交付決定通知 (県 → 事業者)
- ④補助事業の実施 (事業者)
- ⑤補助事業の完了(支払含む) (事業者)
- ⑥実績報告書の提出 (事業者 → センター → 県)
- ⑦完了検査 (センター → 事業者)
- ⑧補助金の額の確定通知 (県 → 事業者)
- ⑨補助金の請求 (事業者 → センター → 県)
- ⑩補助金の支払い (県 → 事業者)

○ 上記のとおり、支払いを含む事業完了後に実績に応じて補助金が支払われますので、補助事業の実施に当たっては、資金計画など十分な検討を行ってください。

2 補助対象事業者

(問6) 補助対象事業者の要件はあるか。

(答) ○ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた栃木県内に所在する中小企業者であって、商工業を営む個人及び会社が対象です。ただし、みなし大企業は除きます。

「栃木県内に所在する」とは・・・？

補助を受けて事業継続・再起を行う事業所（店舗・工場・事務所等）が栃木県内にあることを意味します。

(例1) 会社の場合

- 【登録簿上の所在地】県内、【実際の所在地】県外 → 対象外
- 【登録簿上の所在地】県外、【実際の所在地】県内 → 対象
- 【本社所在地】県外、【事業継続・再起を行う支社の所在地】県内 → 対象

(例2) 個人事業者の場合

- 【住民票の住所地】県内、【事業所の所在地】県外 → 対象外
- 【住民票の住所地】県外、【事業所の所在地】県内 → 対象

「中小企業者」とは・・・？

業 種	従業員規模・資本金規模
製造業・その他業種	300人以下 又は 3億円以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	900人以下 又は 3億円以下
卸売業	100人以下 又は 1億円以下
小売業	50人以下 又は 5,000万円以下
サービス業	100人以下 又は 5,000万円以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	300人以下 又は 3億円以下
旅館業	200人以下 又は 5,000万円以下

「商工業者」とは・・・？

- (1) 自己の名をもって商行為をすることを業とする者
- (2) 店舗その他これに類似する設備によって物品を販売することを業とする者
- (3) 鉱業を営む者
- (4) 会社

* 商工業者に含まれない者の例

- ・ 医師、歯科医師、助産師
- ・ 系統出荷による収入のみである個人農業者（林業・水産業者も同様）
- ・ 新型インフルエンザ等感染症等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条の規定に基づく緊急事態宣言の発令日（令和2年4月7日）時点で創業を行っていない者

「会社」とは・・・？

株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、（特例）有限会社

「みなし大企業」とは・・・？

- (1) 発行済み株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中堅企業）が所有している中小企業者
- (2) 発行済み株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業（中堅企業）が所有している中小企業者
- (3) 大企業（中堅企業）の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占める中小企業者

(問7) 個人事業主は補助対象事業者となるのか。

(答) ○ 会社だけでなく、個人事業主も補助対象となります。

(問8) 「大企業」及び「みなし大企業」(以下「大企業等」という。)は補助対象事業者となるのか。

(答) ○ 補助対象事業者には該当しません。

(問9) 「みなし大企業」への該当の判断に際し、出資状況等ほどの範囲まで確認すれば良いのか。

(答) ○ 親子関係までを確認します(孫企業までは及ばないものとします)。

(問10) 補助対象事業者について、地域や市町などの限定はあるのか。

(答) ○ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた栃木県内にある事業所であれば、地域や市町での限定はなく、県下全域が対象となります。

(問11) 補助対象事業者となれない場合の要件は何か。

(答) ○ 次の方は補助対象事業者にはなりませんので、ご注意ください。

- ・暴力団又は暴力団員等に該当する者
- ・県税を未納の者
- ・賭博、特定の風俗営業事業者

【参考】補助対象事業者とならない「特定の風俗営業事業者」の具体例

「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」第2条において、次に掲げる営業を目的とした施設・設備の復旧を対象とする場合

○風俗営業(第1項)

(例) パチンコ、麻雀 等

※ただし、第1号の一部(料理店)及び第5号(ゲームセンター)は補助対象。

○性風俗関連特殊営業(第5項)

(例) ラブホテル、アダルトショップ 等

3 補助対象経費

(問 12) 補助対象経費の範囲はどうか。

(答) ○ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者が、事業継続・再起するために要する経費で、補助事業計画に基づく事業を行うために必要不可欠な下記の経費が対象となります。

経費区分	内 容
1 機械装置等費	事業継続・再起の取組を行うために必要な機械装置等の購入に要する経費
2 広報費	事業継続・再起の取組を行うために必要なパンフレット・ポスター・チラシ等を作成するため及び広報媒体等を活用するために支払われる経費
3 展示会等 出展費	事業継続・再起の取組を行うために必要な新商品等を展示会等に出展または商談会に参加するために要する経費
4 旅費	事業継続・再起の取組を行うために必要な情報収集（単なる視察、セミナー、研修等への参加は除く）や各種調査を行うため及び事業継続・再起へ取り組む売上向上（展示会等の会場との往復を含む）等のための旅費
5 開発費	事業継続・再起の取組を行うために必要な新商品の試作品や包装パッケージの試作開発にともなう原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工するために支払われる経費
6 資料購入費	事業継続・再起の取組を行うために必要不可欠な図書等を購入するために要する経費
7 雑役務費	事業継続・再起の取組を行うために必要な業務・事務を補助するために補助事業期間中に臨時的に雇い入れた者のアルバイト代、派遣労働者の派遣料、交通費として支払われる経費
8 借料	事業継続・再起の取組を行うために直接必要な機器・設備等のリース料・レンタル料として支払われる経費
9 専門家謝金	事業継続・再起の取組を行うために必要な指導・助言を受けるために依頼した専門家等に謝礼として支払われる経費
10 専門家旅費	事業継続・再起の取組を行うために必要な指導・助言等を依頼した専門家等に支払われる旅費
11 設備処分費	事業継続・再起の取組を行うための作業スペースを確保する等の目的で、当該事業者自身が所有する死蔵の設備機器等を廃棄・処分する、または、借りていた設備機器等を返却する際の修理・原状回復に要する経費

12 調査・委託費	上記1から11に該当しない経費であって、事業継続・再起に必要な業務の一部を第三者に委託（委任）するために支払われる経費（市場調査等についてコンサルタント会社等を活用する等、自ら実行することが困難な業務に限る）
13 外注費	上記1から12に該当しない経費であって、事業継続・再起に必要な業務の一部を第三者に外注（請負）するために支払われる経費（店舗の改装等、自ら実行することが困難な業務に限る）
14 車両購入費	事業継続・再起の取組を行うために必要不可欠な宅配または移動販売専用の車両の購入に要する経費

（問13）補助金額に上限や下限はあるか。

（答）○ 補助金額の上限は、1事業者1千万円です。

なお、小規模事業者については下限額が100万円となりますので、ご注意ください。

小規模事業者とは・・・？

業種	常時使用する従業員の数
商業	5人以下
サービス業（下記を除く）	5人以下
宿泊業、娯楽業	20人以下
製造業その他	20人以下

（問14）補助率はどうなっているか。

（答）○ 補助対象となる経費の2/3以内となります。

（問15）土地の購入や施設の建替は補助対象となるか。

（答）○ 「不動産の購入・取得」に該当するものは補助対象となりません。

（問16）補助金交付時の消費税の取扱いは、どうなるのか。

（答）○ 消費税分は、補助対象とはなりません。補助事業計画及び補助金の交付申請においては、消費税を含まない形で申請をお願いします。

○ また、税込の合計額から値引きが行われている場合の補助対象経費は、値引き前の額ではなく、値引き後の税込金額を消費税率で割り戻して得られる額と

します。

(問 17) 他の公的機関の補助と併用できるか。

(答) ○ 他の公的機関が助成するほかの制度と重複する事業は補助対象となりません（国の持続化給付金、県の新型コロナウイルス感染拡大防止協力金等の営業全般の継続支援は除きます。）。

★①機械装置等費関係★

(問 18) 設備の入替、新設は補助対象となるか。

(答) ○ 補助事業計画を実施するに当たって必要な機械装置等の購入であれば対象となります。通常の生産活動のための設備投資の費用、単なる取り替え更新の機械装置等の購入は対象となりません。
○ なお、中古設備の購入も補助対象となりますが、購入した中古品の故障や不具合にかかる修理費用は対象となりませんので、ご注意ください（※詳細は公募要領をご覧ください。）。

(問 19) 100 万円（税抜き）を超える中古設備を購入したいが、当該設備は特殊な仕様であり、市場に多く出回らないものであるため、複数の見積書の取得ができない。この場合は 1 者のみで見積書でも補助対象となるか。

(答) ○ 100 万円を超える設備の購入の場合には、複数の見積書を必須としておりますが、複数の見積書を取得することが現実的には困難である特殊な中古設備等については、「随意契約とする理由書（任意様式）」を作成していただくことで、複数の見積書の取得に替えることを可能とします。

(問 20) 汎用機器（パソコン等）は、補助対象となるのか。

(答) ○ 補助事業計画に基づく事業用途であり、他の用途での使用（目的外使用）がないと整理できる場合には、パソコンやタブレット PC などの汎用機器であっても、補助対象となります。
○ ただし、補助金交付後に目的外使用が判明した場合は、補助金交付取消・返還の対象となります。

(問 21) 一般事務用のソフトウェアは、補助対象となるか。

(答) ○ 補助対象とはなりません。

(問 22) 古い機械装置等の撤去や廃棄のための費用は、対象となるか。

(答) ○ 事業継続・再起の取組を行うための作業スペースを確保する等の目的で、死

蔵の設備機器等を廃棄・処分する場合は、「⑪設備処分費」に該当する場合がありますが、単なる撤去等については補助対象とはなりません。

★②広報費関係★

(問 23) パンフレットやポスター等配布物の購入については、注文した部数全部を補助対象とできるか。

(答) ○ 購入した部数ではなく、実際に配布もしくは使用した数量分のみが補助対象経費となります。

(問 24) 販促品は、補助対象となるか。

(答) ○ 補助事業計画に基づく商品・サービスの広報を目的としており、商品・サービスの宣伝広告が掲載されている場合のみ、補助対象となります。

(問 25) ウェブサイトの作成や更新は、対象となるか。

(答) ○ 補助事業計画に基づく商品・サービスの広報を目的としていれば、対象となります。
○ ただし、ウェブサイトの SEO 対策等で効果や作業内容が不明確なものは対象となりません。

(問 26) 看板の作成・設置は、補助対象となるか。

(答) ○ 補助事業計画に基づく商品・サービスの宣伝広告が含まれている場合のみ、補助対象となります。単なる自社看板は対象になりません。

★③展示会出展等関係★

(問 27) 補助事業期間が 7/31 までの場合、展示会の開催は 9/5 であっても、申し込み及び支払いが 7/31 までに済めば、補助対象となるか。

(答) ○ 補助事業期間外に開催される展示会等の経費は、補助対象となりません。
○ なお、交付決定前に出展申込みをするのは構いませんが、請求書の発行日や出展料の支払日が交付決定日より前となる場合は、補助対象となりません。

(問 28) 商談会参加費に飲食代が含まれていても、補助対象となるか。

(答) ○ 飲食代が含まれている場合には、補助対象となりません。

(問 29) 展示会への出展へは、新商品ではないと補助対象とならないか。

(答) ○ 補助事業の目的（事業継続・再起のための販路開拓）に沿ったものであれば、必ずしも新商品である必要はありません。

(問 30) 出展料の一部を国から助成されるものについても、補助対象となるか。

(答) ○ 国（JETRO 等の独立行政法人等を含む。）や県など公的機関から助成を受ける場合は、補助対象となりません。

★④旅費関係★

(問 31) 補助対象経費は、どのような基準で算出するのか。

(答) ○ 国及び栃木県が定める旅費の支給基準を踏まえた基準により算出することとします。詳細は公募要領をご覧ください。

(問 32) タクシー代、ガソリン代、高速道路通行料金などは、補助対象となるか。

(答) ○ 公共交通機関以外の利用による旅費は、補助対象となりません。
○ また、その経費は公共機関を用いた最も経済的および合理的な経路により算出された実費の範囲内であり、かつ、グリーン車やビジネスクラス等の特別に付加された料金は含みません。

(問 33) 日当、駐車場代は補助対象となるか。

(答) ○ 補助対象とはなりません。

(問 34) 事業継続・再起のために必要な旅費は、どのように判断・確認するか。

(答) ○ 完了検査時に検査員が出張報告等を確認し、その必要性が確認されたものを最終的な補助対象とします。
○ 通常の営業活動に要する経費とみなされるものや必要性が明確でないものについては補助対象となりませんので、ご注意ください。

★⑤開発費関係★

(問 35) 販売する新商品に使用した原材料費は、補助対象となるか。

(答) ○ 実際に販売する商品を生産するために購入・使用した原材料費は補助対象とはなりません。

(問 36) 補助対象となる原材料費の範囲はどこまでか。

- (答) ○ 開発・試作に関する費用であり、サンプルに使用する必要最小限の数量となります。
- また、補助事業完了時に使い切ることを原則とし、完了時点で未使用残存品に相当する価格は補助対象となりません。
- 購入した原材料は、受払簿（任意様式）を作成し、その受払いを明確にしておく必要があります。

★⑥資料購入費関係★

(問 37) 事業継続・再起に必要な文献（図書）を購入したいが、補助対象となるか。

- (答) ○ 取得単価（消費税込）が10万円未満のもので、1種類につき1部（冊）を限度に補助対象とすることができます。
- 中古書籍の購入は、「同等の中古書籍」の2社以上（個人は不可）からの相見積が実績報告時に提出できる場合に限り、補助対象とすることができます。

★⑦雑務費関係★

(問 38) 臨時職員を雇用したが、そのアルバイト代は補助対象となるか。

- (答) ○ 補助事業期間中に、事業継続・再起の取組に必要な事務や業務を補助させるために、臨時的に雇入れた者のアルバイト代であれば、補助対象となります。通常業務に従事させるための雇入れでは補助対象となりません。
- なお、実績報告の際に、作業日報や労働契約書等の提出が必要となります。
- また、臨時雇入れとみなされない場合、例えば、補助事業期間中にアルバイトとして採用した後、事業期間終了後に正規型の職員として雇入れる場合には補助対象にはなりません。

★⑧借料関係★

(問 39) 設備をレンタルしたが、補助対象となるか。

- (答) ○ 通常の生産活動のために使用するものは補助対象となりません。補助事業計画に記載した事業継続・再起の取組に必要な機器等であって、借用のための見積書や契約書等が確認できるものが対象となります。
- なお、補助事業期間中の経費が対象となりますので、レンタル期間が補助事業期間を超える場合には、按分等の方式により算出された分のみとなります。

(問 40) 事務所を建替するために、一時事務所を借りていたが、この費用は補助対象となるか。

(答) ○ 事務所等に係る家賃は対象外です。

★⑨専門家謝金関係★

(問 41) 謝金単価の基準はあるか。

- (答) ○ 謝金の単価は、補助事業者が定める規程等によりその単価の根拠が明確であり、その金額が社会通念上妥当なものである必要があります。
- 謝金の単価を定めていない場合は、国が定める謝金の支出基準を踏まえた基準により支出することとなります。

(問 42) 専門家への依頼に際して、留意すべき事項はあるか。

(答) ○ 事前に書類等を取り交わし、依頼する業務が明確に分かるようにしてください。

(問 43) 本補助金に応募するために、専門家に事業計画に関する助言を依頼した場合、補助対象となるか。

- (答) ○ 事業継続・再起の取組を行うために必要な指導・助言であれば、補助対象となります。
- ただし、本事業への応募書類作成代行費用は補助対象とはなりません。

★⑩専門家旅費関係★

(問 44) 専門家を依頼した場合の旅費も補助対象となるか。

(答) ○ 専門家を依頼した場合の旅費についても補助対象となります。考え方等については、④の旅費関係で記載した内容と同様です。

★⑪設備処分費関係★

(問 45) 商品在庫の廃棄・処分費用は、補助対象になるか。

(答) ○ 事業継続・再起の取組を行うためのスペースを確保する等の目的で、死蔵の設備機器等を処分する経費が対象となります。商品在庫の廃棄や処分費用は、補助対象になりません。

★⑫調査・委託費関係★

(問 46) コンサルタント会社に市場調査を委託した経費は、補助対象になるか。

(答) ○ 委託内容、金額等が明記された契約書等を締結し、委託する側に成果物等が帰属されるものが、補助対象となります。

★⑬外注費関係★

(問 47) 自社で実施した感染対策工事経費は、補助対象となるか。

(答) ○ 自社で感染対策工事を行う場合の経費は、補助対象とはなりません。自ら実行することが困難な業務を第三者に外注（請負）するために支払われる経費が対象となります。

- なお、自社で実施した感染症対策工事のうち、材料費等の実費については、
①機械装置等費で補助対象とできる場合があります。

(問 48) 解体費用は補助対象となるか。

(答) ○ 事業継続・再起の取組を前提とした旧店舗の解体工事であれば、補助対象となります。単なる解体工事だけでは対象となりません。

- なお、店舗兼住宅等で非事業用の用途がある施設の解体工事の場合は、店舗に係る部分の工事費のみが対象となりますので、当該店舗等の事業用・非事業用の床面積の按分により補助対象事業費を算出します。そのため、補助金申請の際は、それぞれの面積等が分かる書類及び図面を添付してください。

(問 49) 施設の外壁や屋根の修繕工事は補助対象となるか。

(答) ○ 施設の外壁や屋根の修繕等、施設の全体に影響を及ぼす工事は対象となりません。

★⑭車両購入費関係★

(問 50) 対象となるものは何か。

(答) ○ 道路運送車両法第 2 条第 2 項に定める「自動車」、同条第 3 項に定める「原動機付自転車」および道路交通法第 63 条第 3 項に定める「普通自転車」で、本体車両価格（税抜き）のみが対象となります。

- 1 台につき、対象経費の上限は 75 万円まで（補助金は上限 50 万円まで）となります。

- なお、事業継続・再起につながらない、単なる買い換えは補助対象外です。もっぱら補助事業で取り組む宅配または移動販売の業務に必要な車両の購入に

係るものが対象です。

(問 51) 車両購入に係る諸手続きやオプションに係る費用は、補助対象になるか。

(答) ○ 自賠償保険、自動車税等、車検等の検査・登録手数料、タイヤ交換代、オイル・ガソリン代・電気代、宅配または移動販売に関係のないオプション等は対象になりません。

(問 52) ローンを組んで車両を買ったが、これも補助対象となるか。

(答) ○ 補助事業の実施期限までに全部の支払いが完了しない場合には対象となりません。

○ なお、車両の名義は、交付決定を受けた方の名義であることが補助の条件ですので、ローンの返済が終わった後、所有者の名義を変更しておく必要がありますので、ご注意ください。

(問 53) 車両を購入・使用する際、特に注意すべきことはあるか。

(答) ○ 下記の事項が補助条件になりますので、運用にご注意ください。

(1) 車両の名義は、交付決定を受けた方の名義で登録されていること

(2) 購入した車両を資産計上すること

(3) 購入した車両の見やすい位置に判読可能な適正な大きさと、企業名、屋号または当該補助金名のいずれかを表示すること

(4) 車両運行日誌を作成しておくこと

○ 補助対象経費は車両 1 台につき税抜き 75 万円（補助金の上限は 50 万円）です。

○ 目的外使用（補助事業計画に記載した事業以外への転用、個人または家庭内での利用等）は一切禁止されます。義務違反があった場合には、当該車両購入費は補助金の対象にはできません。

○ 補助事業で購入した車両（税抜き 50 万円以上）については、一定期間、処分（補助事業目的外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等）が制限されますので、ご注意ください。

(問 54) 100 万円以上（税抜き）の中古車両を購入したいが、特殊車両であり、市場に多く出回らないものであるため、複数の見積書の取得ができない。この場合は 1 者のみの見積書でも補助対象となるか。

(答) ○ 100 万円以上（税抜き）の車両の購入の場合は、複数の見積書を必須としておりますが、複数の見積書を取得することが現実的には困難である特殊な中古車両等については、「随意契約とする理由書（任意様式）」を作成していただくことで、複数の見積書の取得に替えることを可能とします。

4 認定経営革新等支援機関について

(問 55) 「認定経営革新等支援機関」とはどういう機関か。

(答) ○ 金融機関、税理士、公認会計士、弁護士など、税務、金融及び企業の財務に関する専門知識を有し、これまで経営革新計画の策定等の業務について一定の経験年数を持っている機関や個人を国が認定しています。

○ なお、「認定経営革新等支援機関」については、次の中小企業庁のホームページに都道府県ごとに掲載されていますので、参考としてください。

(中小企業庁ホームページ)

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/>

(問 56) 「認定経営革新等支援機関」には何をしてもらうのか。

○ 補助事業計画の策定支援、あるいは補助事業計画の内容の確認または見直しを行っていただきます

○ なお、「認定経営革新等支援機関」で補助事業の実施が事業継続・再起に有効かどうか確認してもらったことがわかる書類 (= 確認書) を補助事業計画の申請書に添付して提出いただく必要があります。

5 補助金の変更交付申請について

(問 57) どのような場合に補助金の変更交付申請が必要か。

(答) ○ 次の①～③に該当する場合には、補助金の変更交付申請が必要です。

- ① 補助事業に要する経費の減少額が10%を超える場合
- ② 補助事業に要する経費区分の相互間の変更額が10%を超える場合
- ③ 補助事業の内容に著しい変更が生じる場合

○ 相続や法人の会社合併等により、交付決定後に事業者が変更となるなど、交付決定後に何らかの変更が生じた場合には、個別にご相談ください。

(問 58) 交付申請時の見積事業者と実際の施工事業者が変わっても良いか。

(答) ○ 交付申請時の見積事業者では施工不可などの特別な事情が生じた場合は変更可能です。この場合において、補助事業の内容と補助事業に要する経費に変更がないときは、実績報告時に補助事業の内容と経費に変更がないことが分かる見積書、施工事業者が変更となった理由書を提出してください。

なお、内容や金額に変更が生じる場合は個別にご相談ください。

(問 59) 設備の入替を行う場合に補助金の交付申請時に予定していた導入設備と違う設備を導入することは可能か。

(答) ○ 交付申請時の設備が導入できなくなったなど、特別な事情が生じた場合には変更可能です。この場合において、実際に導入する設備についての設備比較証明書が必要となります。加えて、補助事業の内容と補助事業に要する経費に変更がないときは、実績報告時に設備比較証明書、導入設備が変更となった理由書を提出してください。

なお、内容や金額に変更が生じる場合は個別にご相談ください。

6 補助金の実績報告について

(問 60) 実績報告書はいつ提出するのか。

(答) ○ 実績報告書の提出は全ての補助事業（施設・設備の復旧整備）が完了し、全ての支払いが終わった日から15日以内、又は、別に県が指定する日のいずれか早い期日までに提出してください。

(問 61) 発注書や契約書は全て提出が必要か。

(答) ○ 原則、内容や金額等が明記された契約書の写しを提出していただきますが、金額が少額の場合などで書面にて契約を交わしていない場合には発注書等、内容が分かるものの写しを提出してください。

○ ただし、機械装置等や車両購入等の実績や外注工事等の実績を確認するための請求書、領収書等の支払いを確認する書類は必要です。

○ なお、機械装置費の購入や車両の購入等その他知事が定めるものを補助事業とした場合については、実績報告時に写真の提出が必要となります。

(問 62) 実績報告書を提出してからどのくらいの期間で補助金が支払われるのか。

(答) ○ 実績報告書の提出状況によって異なりますが、報告書の審査終了後概ね2か月程度を要します。

○ 流れとしましては、実績報告書の提出を受けた後、書類審査及び現地確認を行い、補助金額を確定し、補助金額の確定通知を行います。その後、確定通知に基づき補助金の請求を行っていただき、補助金の支払いとなります。

○ なお、実績報告書の提出が集中した場合には、通常よりも時間を要することがあります。